

「“障害者・障害学生の社会的参画を推進する”とは何をすることなのか  
—教育、就労、社会生活、情報アクセス、制度における機会の提供—」

理事挨拶

高知大学の教育担当理事、副学長をしております奥田一雄でございます。

本日は、障害に関する理解促進レクチャーシリーズの第2回目となる講演会にご参加いただき、まことにありがとうございます。本講演会の開催に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

我が国においては障害者権利条約への批准、そして、障害を理由とする差別的取扱いの禁止および合理的配慮の不提供を禁止した、画期的な障害者差別解消法が施行されてから4年が経とうとしております。また、来年には東京オリンピック・パラリンピック開催も控え、障害や合理的配慮という言葉がますますよく耳にいたすようになりました。

しかし、障害者の社会参画を推進するために、まだまだやるべきことや知っておくべきことは数多くございます。

障害者がかむことができる「機会（opportunity）」というものは、現在のところ、学校や社会の中で本当に増えてきているのかというと、そのような状況にはなっておりません。例えば、教育現場における学修環境や教育方法・教材などの面で、また、社会における就労条件や就労環境、社会制度などの面で、障害者にとっては未だに数々の制約があります。つまり、つかむことができる「機会」が少ないのが現実です。

本日も講演をいただきます東京大学の近藤武夫先生は、初等教育から就労までの各ライフステージにおいて、傷害を持つ人々と傷害のない人々の機会の平等を研究され、改善へとつないでこられている第一線・第一級の研究者でございます。

皆さま方には、教育や就労における個別の合理的配慮のありかたとそれらの制度設計の事例を知ることで、障害者・障害学生の社会的参画を進めるには具体的にどのようなことをすれば良いのかということについて十分に理解し、学んでいただけることを希望し、私からの挨拶とさせていただきます。

以上